新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした受検自粛要請事項により令和3年度後期技能検定試験の受検を自粛された場合の取り扱いについて

愛知県職業能力開発協会

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは感染の疑いがあるため、感染拡大防止措置に従い受検を自粛いただいた場合に、当該試験の受検手数料をお返しいたしますので手続きをしてください。ご不明な点はお早めに愛知県職業能力開発協会技能検定課までお問い合わせください。

記

- 1 受検手数料をお返しする手続きについて
 - (1) 提出データ 受検手数料返却依頼書データ
 - (2) 提出先 愛知県職業能力開発協会技能検定課指定メールアドレス
 - (3) 提出期限 自粛いただいた試験の実施日から2週間以内 【例】試験日1月23日(日)→提出期限2月5日(土)
 - (4) 提出方法 提出期限内に当協会ホームページに用意した手数料返却依頼書 作成フォームにより作成した依頼書データ (PDF ファイル) を指定メールア ドレスに送信してください
 - (5) 受検手数料返却予定月日 令和4年3月(返却期日決定後当協会ホームページでお知らせします)
- 2 受検手数料をお返しできる場合、できない場合
 - (1) お返しできる場合
 - ア 試験当日に次の症状があり受検を自粛した方
 - ○平熱を超える発熱又は37.5度以上の体温 ○咳、のどの痛みなどの風 邪の症状 ○だるさ(倦怠感)、息苦しさ ○嗅覚や味覚の異常 ○身体が 重く感じる、疲れやすい等
 - イ 試験日前 2 週間以内に次に該当する事実があったため受検を自粛した方 ○新型コロナウイルス感染症陽性と判定された ○新型コロナウイルス感 染症陽性とされた者との濃厚接触 ○同居家族や身近な知人に感染が疑わ れる方がいる ○過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を

必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触 ウ 試験会場である施設の規則により試験会場への入場が許可されなかった方

(2) お返しできない場合

ア 欠席理由

○業務の都合による欠席 ○冠婚葬祭等自己都合による欠席 ○受検申請 日以前からの事由(基礎疾患等)による欠席 ○試験日以前から新型コロナウイルス以外の感染症の罹患による発熱等の症状により療養していた場合 (インフルエンザ、はしか等) ○その他怪我等、新型コロナウイルス感染症に関係のない事由による欠席

イ 手続き、受検状況による理由

- 提出期限内に必要事項をすべて記入した受検手数料返却依頼書データを 提出しなかった場合
- 実技試験の試験区分が 2 以上ある作業で、自粛した試験に先立って実施された別の区分の実技試験を 2 (1) に該当しない理由で欠席している場合
 - 【例】実技試験の判断等試験の受検を自粛したが、判断等試験より前に実施された同作業の製作等作業試験を自己都合により欠席していた。
- 試験開始後に受検を取りやめた場合

愛知県職業能力開発協会 技能検定課

○住所

T451-0035

名古屋市西区浅間二丁目3-14

- ○電話 052-524-2034
- ○FAX 052-325-5788
- ○メール <u>kentei@avada.or.jp</u>

(問い合わせ専用アドレスです。データ提出アドレスではありません。)

○ホームページ http://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=267